（協議様式２）

【従来（多床）型】短期入所生活介護施設整備チェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 居室等 | 項目 | チェック欄 |
| はい | いいえ |
| 一般原則・構造 | ①日照（採光）、通風（適温保持）に配慮されていますか。②段差解消や手すりの設置等による転倒対策、滑りにくく転倒しても怪我をしにくい床材にする、車いすや歩行器等の通行に支障のない幅員を確保するなど、バリアフリーに配慮した施設となっていますか。③必要な場所（廊下、トイレ等）に常夜灯を設けていますか。④建築基準法に規定する耐火構造物ですか。（利用者の日常生活に充てる場所が地上1階のみの場合は、準耐火建築物とすることができる。）⑤階段の傾斜は緩やかな構造となっていますか。⑥居室、食堂、機能訓練室、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合、エレベーター若しくは1以上の傾斜路がありますか。⑦規模の大小に係らずスプリンクラー、火災報知機等の消防設備、非常災害時等の避難経路（最低2 方向）が確保されていますか。 | □□□□□□□ | □□□□□□□ |
| 廊下 | ①廊下は、内法で1.8ｍ以上（中廊下の場合は2.7ｍ以上）確保されていますか。②内法で1.5ｍ以上（中廊下の場合は1.8ｍ以上）の場合には、廊下の一部を拡張し、円滑な往来に支障が生じないよう「アルコーブ」などを設けていますか。 | □□ | □□ |
| 居室 | ①窓やドアは徘徊防止、転落防止の対策をとっていますか。（はきだし窓の場合には、利用者の状況等により、必要に応じて開放制限が設定できる装置や部屋数分のストッパー等の器具がそろっていますか。）②エアコン・照明器具等のスイッチは利用者が操作しやすい器具・位置ですか。③「緊急呼び出し通報装置」等が設置されていますか。④一の居室の定員は、4人以下となっていますか。⑤利用者の1人当たりの床面積は、内法10.65㎡以上確保されていますか。⑥ドアの窓から室内の状況が見えないように配慮されていますか。⑦洗面設備を居室内に設置している場合、洗面台はやけど等の事故防止に注意した仕様となっていますか。また、オーバーフローへの対策がとられていますか。⑧トイレを居室内に設置している場合、手摺及び「緊急呼び出し通報装置」等が適切な場所に設置されていますか。 | □□□□□□□□ | □□□□□□□□ |
| 食堂及び機能訓練室 | ①食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有し、3 ㎡に利用定員を乗じて得た面積以上が確保されていますか。②食堂及び機能訓練室を同一の場所としている場合、食事の提供及び機能訓練を行う際に、その提供及び実施に支障がない広さを確保していますか。 | □□ | □□ |
| 浴室 | ①脱衣室・浴室は、廊下等から直接見えないよう配慮されていますか。②脱衣室・浴室に「緊急呼び出し通報装置」等が設置されていますか。③洗い場・浴槽に適切な手すり等を設置していますか。④やけど予防の対策（お湯の温度設定等）はとられていますか。 | □□□□ | □□□□ |
| トイレ | ①複数人が同時利用できるよう、適当数が設けられていますか。②「緊急呼び出し通報装置」等が適切な場所に設置されていますか。③鍵付き扉の設置など、プライバシーへの配慮がされていますか。また、緊急時には外から開錠できるようになっていますか。 | □□□ | □□□ |
| 洗面設備 | ①複数人が同時利用できるよう、適当数が設けられていますか。②自動水栓、レバー式等の高齢者が使いやすいものになっていますか。③共用タオルを取り付けていませんか。④石鹸・消毒液などの誤飲対策が取られていますか。 | □□□□ | □□□□ |
| 静養室 | ①複数の人が同時に利用できるようになっていますか。②「緊急呼び出し通報装置」等が設置されていますか。 | □□ | □□ |
| 面談室 | ①プライバシーに配慮された構造になっていますか。 | □ | □ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 居室等 | 項目 | チェック欄 |
| はい | いいえ |
| 調理室 | ①火気使用部分は不燃対策がされていますか。②食器・調理器具等を洗浄・消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備及び防虫・防鼠の設備を設けていますか。③保冷・保温の設備を設け、適温食事の提供が可能となっていますか。④食材等の搬出入及び食品庫は安全面・衛生面の配慮がされていますか。 | □□□□ | □□□□ |
| 洗濯室又は洗濯場 | ①洗濯機・乾燥機は、利用者も使いやすいレイアウト、高さですか。②利用者が操作できる仕様となっていますか。③洗剤等は施錠できる場所で保管されていますか。 | □□□ | □□□ |
| 汚物処理室及び衛生管理 | ①汚物処理室は、他の設備と区画された一定のスペースを有していますか。②居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てた位置にありますか。③感染症対策として、使い捨てのビニール手袋、マスク、防護服等を備え、また消毒作業手順等について保健所の助言、指導を求め、密接な連携を確保していますか。 | □□□ | □□□ |
| 非常通報装置及び非常口・避難設備 | ①火災受信盤、緊急呼び出し通報装置受信盤は、事務室等の見やすい場所に設置されていますか。②複数階に居室等を設けている場合、他階からの受信も可能なシステムとなっていますか。③非常口の鍵はスタッフのみが開錠できるもので、徘徊予防がとられていますか。④外部避難階段がある場合、夜間でも安全に昇降できますか。⑤避難場所までの通路は安全に通行できる状態ですか。 | □□□□□ | □□□□□ |
| その他 | ①介護保険法等の法令、基準省令、留意事項通知等を確認しましたか。②近隣住民との協議または説明会等を行っていますか。③協議、説明会等で要望・意見等はありましたか。また、あった場合は適切に対応していますか。④都市計画法及び建築基準法上の手続きを確認しましたか。（改修の場合は、用途変更等手続き等について、建築確認担当課に相談していますか。）　※１⑤消防法上の手続きを確認しましたか。（消防署に相談していますか。）※２ | □□□□□ | □□□□□ |

※１　指定申請時には、建築基準法７条５項による検査済証等の添付が必要です。

※２　指定申請時には、申請者（法人）が消防署に提出した防火対象物使用開始届出書等の写しの添付が必要です。